

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第38号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町グラウンドの項の次に次のように加える。

鳥取市河原町総合運動場	鳥取市河原町三谷
-------------	----------

第5条第1項中「別表第1項の表又は第3項の表」を「別表第1項の表、第2項の表又は第4項の表」に改める。

第14条第1項中「以下「グラウンド」を「以下「青谷町グラウンド」に改め、同条第2項中「グラウンド」を「青谷町グラウンド」に改める。

第15条第1項各号中「グラウンド」を「青谷町グラウンド」に改める。

第16条第1項中「グラウンド」を「青谷町グラウンド」に、「別表第2項の表」を「別表第3項の表」に改める。

別表中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 鳥取市河原町総合運動場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
野球場	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>		

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。